

一宮市障害福祉サービス等支給決定基準に関する質問および回答(2020年12月18日)

質問	回答
8 支給決定基準の位置づけについて	厚生労働省作成の、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」において、「市町村は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」とあります。支給決定基準は行政手続法第5条に規定する審査基準です。また、一宮市が行った支給決定について愛知県に対して審査請求があった場合の審査基準となります。
9 支給決定基準に基づく加算単位数の要件を満たさず、基本単位数では支給量が不足する場合はどうすればいいか。	障害者総合支援法による支援は自立支援給付です。支給決定基準の範囲内で、障害者の自立を支援するために必要な障害福祉サービスの計画案を作成してください。また、居宅介護の基本単位数では支給時間が不足する障害者で、重度訪問介護の対象者は重度訪問介護の利用を検討してください。一宮市の決定について不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県知事に対し審査請求することができます。詳しくは、支給決定通知書に記載の不服申し立て及び取消訴訟についての記載をご参照ください。
10 別表第3 上記加算単位数を積算する際は理由・状況等を提出書類に明記するところあるが、提出書類とは何か。	サービス等利用計画案に記載してください。
11 一宮市障害者自立支援審査会について	審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条に基づき設置された審議会です。厚生労働省作成の市町村審査会運営要綱に基づき運営しています。
12 短期入所の緊急利用で月7日を超える支給が必要な場合はどうすればいいか。	緊急時等で短期入所の月7日を超える利用が必要な際は、緊急性に応じて支給します。申請時及びサービス等利用計画案受け取り時に理由を聞き取りします。緊急性を考慮し、審査会の意見聴取は不要とします。

一宮市障害福祉サービス等支給決定基準に関する質問および回答(2020年12月18日)

質問	回答
13 共同生活援助(グループホーム)利用者の居宅介護の支給量について	<p>共同生活援助利用者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 附則 第18条の2 に特例として、居宅介護の利用が認められています。</p> <p>介護サービス包括型共同生活援助利用者の居宅介護(身体介護)の支給時間数は、外部サービス利用型共同生活援助利用者の支給標準時間を参考に、</p> <p>障害支援区分4 15.0時間／月 障害支援区分5 21.5時間／月 障害支援区分6 31.5時間／月 とします。</p> <p>また、慢性の疾病等を有する障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする方で、家族または支援者による支援が受けられない方については、月2回まで通院等介助の利用ができます。</p>
14 通院等介助、通院等乗降介助について	<p>通院等介助、通院等乗降介助が利用できる方は障害支援区分1以上の方です。</p> <p>ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を利用できる方は、障害支援区分2以上かつ、障害支援区分認定調査項目の「歩行」が「全面的支援が必要」もしくは「移動」「移乗」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上が「支援不要」以外の方です。</p>
15 65歳以上の障害者の介護保険制度への切替について	<p>原則として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の規定により、介護保険法の規定による介護保険給付又は地域支援事業が優先されます。</p>